附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正法による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この項において「新法」という。）第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であって、当該日が改正法施行日から起算して六月を経過した日前であるものに係る講習の基準及び特定任意高齢者講習終了証明書の様式については、改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（次項において「新講習規則」という。）第二条の規定及び別記様式第三号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正法施行日前に交付された特定任意高齢者講習終了証明書の様式については、新講習規則別記様式第三号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第３号（第３条関係）

第　　号

特定任意高齢者講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日運転免許に係る講習等に関する規則第２条第１項 第１号 / 第２号の表の一の項 / 第２号の表の二の項 / 第２号の表の三の項 に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

2　三　［略］

三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。次号において同じ。）を含むものであること。

四　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。

五　三時間以上行うものであること。

別記様式第３号（第３条関係）

第　　号

特定任意高齢者講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日運転免許に係る講習等に関する規則第２条第１項 第１号 / 第２号 に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

2　三　［同上］